規格・基準等の事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第２条９．１に基づくものです。

電波法施行規則等一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

１　件名
電波法施行規則等の一部改正

２　対象品名
自律型海上無線機器（AMRD）の無線設備

３　趣旨及び目的
自律型海上無線機器（AMRD）を導入することにより、落水者の救助や、船舶が漁具等の存在を把握し、それらの位置特定や避航等に役立てることを目的とする。

４　施行予定日
令和９年２月

５　意見提出先
総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課
〒１００－８９２６　東京都千代田区霞が関２－１－２
電話：０３－５２５３－５９０１

６　意見提出期限
ＷＴＯ事務局から配布された後 60 日間